

第 1889 号
令和8年7月1日

裁判所時報

発 行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目 次)

◎長官所長会同（令和8年6月10、11日開催）における最高裁判所長官挨拶…… 1

◎裁判例 …………… 3

（民事）

- 夫婦の一方が他方と不貞行為に及んだとする第三者に対しいわゆる不貞慰謝料の支払を請求する場合において当該第三者に過失があったとした原審の判断に違法があるとされた事例

（令和7年（受）第933号・令和8年6月5日 第二小法廷判決 破棄差戻し）

◎記事 …………… 6

- 広報テーマ（8月分）
- 高齢者叙勲
- 叙位・叙勲（4月分、死亡者のみ）
- 人事異動（6月9日～6月10日）

◎最高裁判所規則 …………… 7

- 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について

◎法律等 …………… 7

- 刑事訴訟法の一部を改正する法律案について

最高裁判所長官挨拶

令和8年6月10、11日開催の高等裁判所長官、
地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの

科学技術が急速に発展し、少子高齢化を始めとする人口動態の変化や、それに伴う社会経済構造の変容が進み、国民の価値観や行動様式が多様化しています。このように社会の在り方が大きく変化する中で、裁判所を取り巻く環境も、これまで経験したことのない速度と規模で変わりつつあります。裁判所が取り扱う事件は、多様化や複雑化が進み、意見や利害の対立が先鋭化する場面も多く、容易に解決に至らない紛争が増えているものと考えられます。しかしながら、このような状況の下においても、紛争を適正かつ迅速に解決し、司法に対する国民の信頼を確保し、法の支配を実現する基盤であり続けることが、私たちに課された使命であることに変わりはありません。

本年5月に、民事訴訟手続の全面デジタル化、いわゆるフェーズ3が始まりましたが、今後刑事・少年、家事・民事非訟も順次デジタル化されることが予定されており、おおよそ2年後には全分野でデジタル化が進展することになります。大規模なシステム開発及び情報通信基盤の刷新といったデジタル化に関する大型かつ複数のプロジェクトが同時並行で進む中で、庁の規模や実情も異なる全国の裁判所において、これほどの短期間でデジタル化を着実かつ円滑に実行していくことは、これまで経験したことのない大きな挑戦です。私たちは、裁判制度を運営する責任を負う者として、重く困難な課題を背負っていることを改めて自覚する必要があります。

民事訴訟の分野におけるフェーズ3が、民事裁判実務を大きく変容させるものであることはいうまでもありません。まずは、法の趣旨に沿った実務運用の定着に全力を尽くすこととなりますが、同時に、これまで積み重ねてきた議論を実践しながら、この先の新たなシステム導入をも見据え、デジタルツールやデータの利活用により、審理運営を更に合理化するための取組を進めていくことが求められます。

刑事の分野においては、令和9年3月までに訴訟や令状を含めた手続全般のデジタル化に関する規定が

施行されることとされており、限られた期間に必要な準備を行っていかねばなりません。デジタルの特徴を踏まえた上で、裁判所全体で早急に運用のありようの検討を進め、関係機関とも連携を図っていく必要があります。また、裁判員裁判対象事件を含め、複雑化・困難化の傾向が見られる事件への対処に向けて、裁判官同士で知見の共有、承継を図るとともに、検察官や弁護士とも課題を共有し実践的な取組を進めていくことが期待されます。

家事の分野では、民法等の一部を改正する法律が本年4月に施行され、成年後見制度の見直しが進められるなど、重要な制度改正が相次ぐ中、立法趣旨を踏まえた適切な審理運営の実現のため、家庭裁判所に求められる役割にはとりわけ大きいものがあります。また、家事の手続についても、民事非訟の手続と共に、令和10年6月までにデジタル化が全面的に開始される予定です。新たな制度にも適切に対応しつつ、デジタル化時代にもふさわしい合理的で効率的な事務の在り方について検討を進めていく必要があります。

少年の分野でも、刑事裁判と同時期にデジタル化が始まるほか、非行のメカニズム等の解明に困難を伴う事件が増加している中、引き続き、事件の内容や個々の少年の問題に応じた必要な調査・審理の在り方を検討し、適切な運用を行うことが求められます。

デジタル化は、情報の共有・流通の在り方、標準化を含めた事務フロー、業務の分担と連携の仕方等の見直しなどを通じ、裁判官を含めた職員一人一人が中核的な事務に注力できる態勢を整えることにより、裁判、司法行政を問わずおよそ裁判所の行う業務全般を再構築する契機となるものです。それは、まず何よりも、人的・物的資源を最適化し、組織全体の事務処理能力を向上させることにより、国民に提供する司法サービスの質の向上に資するものです。同時に、働き方が多様化する中で、全ての職員が個性や経験等に応じ生き生きとやりがいを感じながら働くことができる職場環境の整備につながるものでもあります。社会の変化

の速度が速く、また、A Iに象徴される急激な技術革新といった浮動要素の存在もあり、先行きを見通すことは必ずしも容易ではありませんが、そうであればこそ、こうした取組を通じ、変化にもスピーディーに対応できる柔軟で持続可能な組織態勢を構築する必要があります。そして、私たち個々人には、こうした取組の継続性や次代への承継を意識しながら、「トライアンドエラー」、「走りながら考える」の発想で取組を積み重ねていく、そうした姿勢が求められていることも忘れてはなりません。

司法の果たすべき役割が一層高まる中で、裁判所が国民の期待に応え、その信頼を得続けられるよう、一人一人がその職責の重さを改めて認識し、将来を担う若い世代の発想や視点も生かしつつ、裁判所全体で真摯に職務に取り組んでいくことを期待して、私の挨拶といたします。

以上

裁判例

民事

◎ 夫婦の一方が他方と不貞行為に及んだとする第三者に対していわゆる不貞慰謝料の支払を請求する場合において当該第三者に過失があるとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 損害賠償請求事件

最高裁判所令和7年（受）第933号

令和8年6月5日 第二小法廷判決 破棄差戻し

上告人 Y

被上告人 X

原 審 高松高等裁判所

主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を高松高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人馬場亮輔の上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 本件は、被上告人が、その妻であったAと不貞行為に及んだとする上告人に対し、不法行為に基づき、慰謝料等及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。上告人は、Aとの間に肉体関係があったことを否認するとともに、仮にそれが認められるとしても、不法行為としての故意又は過失は認められないとして争っている。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人（昭和49年生まれ）とA（昭和58年生まれ）は、平成19年7月に婚姻の届出をし、平成20年に長男を、平成23年に二男を、平成26年に長女をもうけた。

(2) Aは、令和4年秋頃から、上告人（昭和55年生まれ）が代表者を務める会社の営む飲食店に勤務していた。上告人は、令和5年3月に妻と離婚し、同飲食店の店舗に隣接した建物を事務所兼住居（以下「上告人宅」という。）として使用していた。

(3) 被上告人とAの夫婦関係は、被上告人が自己破産したことや被上告人が子らの面倒を余りみなかったことなどが原因でうまくいっておらず、令和5年6月頃には、同居はしていたものの、会話をすることがほとんどなく、電子メールにより互いに用件を伝え合うにとどま

る関係となっていた。

(4) 被上告人は、令和5年6月頃、Aに対し、離婚することを考えていると伝え、Aも、これに異論がなかったことから、その申出を了承した。Aは、同年7月頃、被上告人から、子らの養育費などについて弁護士に相談に行く旨を伝えられ、被上告人が着々と離婚に向けた準備を進めていると考えた。これらのやり取りも全て電子メールによって行われた。

上告人は、令和5年6月頃、Aから、被上告人との離婚を考えている旨を伝えられ、それ以降、離婚に関する相談を受けるようになった。

(5) Aは、令和5年8月頃、被上告人から、電子メールで、以後家計を別々に管理すること及び互いのプライバシーに干渉しないことを提案され、これに同意した。Aは、これによって、被上告人とは離婚をしたのも同然の状況にあると考え、被上告人とすぐにも離婚することができるよう、離婚届の用紙を入手し、Aに関する部分に記入して、保管した（以下、このAが記入した離婚届を「本件離婚届」という。）。

(6) Aは、上記(4)の相談を重ねるうちに上告人に好意を抱くようになり、令和5年8月頃、上告人との仲を深める意図の下、上告人に対し、本件離婚届を見せ、被上告人とは離婚するつもりであることや、被上告人から家計を別々に管理することを提案されたことを伝え、互いのプライバシーに干渉しないことを提案する被上告人との間の電子メールのやり取りを見せるなどした。Aに好意を持たれていることを意識していた上告人は、その好意に応える気持ちになり、上告人宅で一緒に食事をしたり、プライベートな会話をしたりして過ごすようになった。

(7) Aは、令和5年10月9日午後10時8分頃、上告人と共に上告人宅に入り、翌10日午前1時38分頃まで滞在し、また、同月15日午後9時前頃から翌16日午前1時48分頃まで上告人宅に滞在した。

(8) Aは、令和5年10月、被上告人に対し、決断を促すため、本件離婚届を渡した。被上告人とAは、同年11月14日、協議離婚をし、別居した。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断し、被上告人の請求を一部認容した。

上告人とAは、令和5年8月頃には肉体関係を持っていたと推認されるが、上告人がAから離婚をしたとの報告を受けていた可能性は相当程度あり、上告人が、Aが既婚者であると知りながら肉体関係を持ったと認めるには足りない。

しかしながら、離婚したとか婚姻関係が破綻しているなどと虚言を弄して不貞行為に及ぶ者が多いことは世上よく知られているところであって、これを鵜呑みにするのは注意が足りないものといわざるを得ず、上告人において、Aが被上告人と離婚したと信ずるにつき相当の

理由があったということはできないから、不貞行為に及んだことについて過失がある。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、上告人は、もともとAが被上告人と婚姻関係にあることを認識していたが、Aと肉体関係を持つまでに、Aから、被上告人と離婚するつもりであることを伝えられ、本件離婚届を見せられてもいたのであるから、Aにおいて被上告人と離婚する強固な意思があったことを認識していたというべきである。その上、上告人は、Aから、被上告人から家計を別々に管理することを提案されたと伝えられたり、互いのプライバシーに干渉しないことを提案する旨の被上告人とAとの間の電子メールのやり取りを見せられたりもしていたのであるから、Aと肉体関係を持った当時、Aのみならず被上告人も夫婦としての婚姻共同生活を解消する意向を示していることを知り、婚姻共同生活の実体が既に失われていると認識したこともうかがわれる。以上の事実関係等を前提にすれば、上告人は、Aと被上告人が離婚したと信じたことについては相当の理由があったとはいえないとしても、その婚姻関係が既に破綻しているとし、かつ、そう信ずるについて相当の理由があったとみる余地がある。そうすると、上告人において、Aが被上告人と離婚したと信ずるについて相当の理由があったとはいえないからといって、それだけで直ちにいわゆる不貞慰謝料の請求を認めるために必要な要素である被上告人の婚姻共同生活の平和の維持に係る権利利益を侵害したことについての過失があるということとはできない。

以上によれば、上告人においてAが離婚したと信じたことについて相当の理由があったか否かを検討するにとどまり、上告人において婚姻関係が破綻していたとし、かつ、そう信ずるについて相当の理由があったか否かを検討することなく直ちに上告人に過失があるとした原審の判断には、過失に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

5 以上のとおり、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中、上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、上記の破棄部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官尾島明の補足意見がある。

裁判官尾島明の補足意見は、次のとおりである。

1 法廷意見のとおり、原審は、上告人がAと肉体関係を持った当時、Aから離婚をしたとの報告を受けていた可能性が相当程度あるから、上告人が、Aが既婚者であると知りながら肉体関係を持ったと認めるに足りな

いとし、被上告人が主張するAの不貞行為に係る上告人の不法行為の故意についてはこれを認めなかったものの、Aが被上告人と離婚したと信ずるにつき相当の理由があったということはできないとして、過失についてはこれを認め、請求を一部認容している。

本件については、原審の審理、判断、判決の在り方のいずれについても問題があると考えるので、その点について補足して意見を述べることにしたい。もっとも、これは裁判所だけの問題ではなく、当事者の訴訟活動にも関わっていることである。

2 夫婦の一方がその配偶者と肉体関係を持った第三者に対してする不法行為に基づく損害賠償請求には、(1) 不貞行為自体を理由とする慰謝料(いわゆる不貞慰謝料)請求と、(2) 夫婦を離婚するに至らせたことを理由とする慰謝料(いわゆる離婚慰謝料)請求とがあり得る。この両者は、訴訟物を異にするものである。

不貞慰謝料については、甲の配偶者乙と第三者丙が肉体関係を持った場合において、甲と乙との婚姻関係がその当時既に破綻していたときは、特段の事情のない限り、丙は、甲に対して不法行為責任を負わないとされる(最高裁平成5年(オ)第281号同8年3月26日第三小法廷判決・民集50巻4号993頁)。離婚慰謝料については、夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対して、当該第三者が、単に不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情がない限り、離婚に伴う慰謝料を請求することはできないとされる(最高裁平成29年(受)第1456号同31年2月19日第三小法廷判決・民集73巻2号187頁)。

第1審判決は、事案の概要欄において、本件について、Aと上告人が不貞行為に及んだことにより被上告人がAとの離婚を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったものと記載し、両当事者が原審の口頭弁論期日において第1審判決記載のとおりその主張を陳述したことから、原判決も、事案の概要欄に同様の記載をしている。請求権に関し、配偶者の不貞行為により離婚を余儀なくされたという記載は、離婚慰謝料の請求においてよく用いられるものではあるが、その表現だけで本件は不貞慰謝料を請求しているものではないと断ずることはできない。しかし、そのような記載は、不貞慰謝料を請求している事案については、読み手に誤解を生じさせかねない不適切なものといえる。もっとも、本件においては、請求を離婚慰謝料であると理解すると、上記平成31年判例のいう特段の事情がうかがわれないことは、当事者の主張立証自体から明らかであると思われるから、不貞慰謝料の請求をしていると理解するのが自然であろう。両当事者も、当審の口頭弁論期日において、その理解に立った上での陳

述を行っている。

本件のような事案を審理する裁判所においては、訴訟物が曖昧であると思われる場合にはこれを放置せず、適切に釈明権を行使するなどして、不貞慰謝料と離婚慰謝料の違いを踏まえた明瞭な審理判断をすべきであることはいうまでもない。

3 次は、上記2のように本件を不貞慰謝料の請求であると理解する場合に、原審の判断にどのような問題があるかについてである。

第1審のように上告人とAとの間に肉体関係があったと認定できないというのであれば、それ以上の審理は不要である。また、原審のようにこれを認定した上で、被上告人とAが離婚したと信ずるについての相当の理由が上告人にあったか否かを問題にした場合に、原審とは異なり、この相当の理由が認められれば、過失なしとして請求は棄却となるのである。もっとも、原審が本件でしたように、この相当の理由を認めないのであれば、そこで直ちに請求が認められるということになるのではなく、上記平成8年判例があるので、次のような審理が必要になる。まず、被上告人とAの婚姻関係が破綻していたか否かを審理し、破綻していたとするならば、その破綻の時期と上告人がAと肉体関係を持った時期との先後関係を審理し、破綻後の肉体関係であれば、上告人の認識のいかんを問わず、それだけで請求は棄却となる。一方、破綻前の肉体関係と認められるのであれば、被上告人とAの婚姻関係が破綻していたと上告人が信ずるについての相当の理由の有無を審理しなければならない。そして、この相当の理由が認められるのであれば、過失なしとして請求棄却となり、認められない場合に初めて請求認容の余地が生ずるといえるのである。

本件においては、被上告人とAの夫婦関係が悪化してからの期間は比較的短く、また別居もしていなかったとはいえ、① 夫婦間の会話がほとんどなくなり、電子メールで用件を伝え合うようになった、② 被上告人の離婚を考えている旨の電子メールに対し、Aがその申出を了承する旨の電子メールを返信した、③ Aが上告人に離婚の相談をした、④ 被上告人がAに子らの養育費などについて弁護士に相談に行く旨の電子メールを送信した、⑤ 被上告人がAに対し、被上告人とAの家計を別々に管理し、互いのプライバシーに干渉しないことを電子メールで提案し、Aがこれに同意した、⑥ Aがすぐに離婚できるように離婚届の用紙を用意し、自分の記載箇所記入した、⑦ Aが上告人に好意を抱き、上告人に本件離婚届を見せ、離婚の意思を伝えた、⑧ Aが上告人に上記家計別管理の提案に同意したことを伝え、また上記プライバシー不干渉を提案する電子メールも見せた、⑨ Aが被上告人に本件離婚届を渡して決断を促したところ、程なくして協議離婚が成立した等の婚姻関係の破綻をうかがわせる事実の主張立証がされてい

るのであって、平成8年判例を踏まえて、婚姻関係の破綻の有無や時期又はその破綻を上告人が信ずるについての相当の理由について審理判断する契機は十分にあったといわざるを得ない。

上記のような状況の中で、原審は、Aが離婚したと信じたことについて上告人に相当の理由があったか否かだけを検討し、これがなかったと判断するにとどまった。そして、上告人とAが肉体関係を持った時点で被上告人とAの婚姻関係が既に破綻していたか否か、仮に破綻していたとまではいえなくても、破綻していたと信じ、かつ、そう信ずるについて上告人に相当の理由があったか否かを検討することなく、上告人に過失が認められるとして請求を一部認容した。このような原審の審理には問題があるといわざるを得ないのである。

配偶者の不貞行為に関わるその相手方である第三者に対する損害賠償請求の事件が実務上相当数あることは当裁判所にも顕著であるが、その審理に際しては、安易で紋切り型の判断に陥らないよう、裁判所及び当事者において、平成8年判例及び平成31年判例の趣旨を十分踏まえて、必要かつ適切な訴訟活動等をすることを怠ってはならない。本件の経緯に鑑みて、あえて付言する次第である。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 高須順一)

記事

◎広報テーマ(8月分)

裁判員経験者の声をお届けします。

裁判員制度
広報キャラクター
さいニャン

よい経験と感じた
非常によい経験と感じた

97.4%

裁判員として裁判に参加した後、合計97.4%の方が「(非常に)よい経験と感じた」という感想を持っています。どんなことがよかったのか、経験者の声を紹介いたします！

経験者の声

得がたい経験ができました！
人の人生に関わることを、自分一人ではなく、性別や年齢の異なる方々と話し合っ、チームとして決めるという得がたい経験ができました。

自分が成長していることを感じました！
評議では忌憚のない意見を言い合うことができました。他の裁判員の方の視点にも気づくことができ、自分が成長していることを感じる事ができました。

ものの見方が変わります！
せっかく裁判員になったからには、ぜひともいろんなことを考えながら参加してほしいと思います。経験した前と後では、ものの見方が間違いなく変わります。

経験した方の多くが、いい経験だった、という感想をもってくださっているみたいでうれしいニャ。

裁判員制度
広報キャラクター
さいニャン

経験者の方からこれから裁判員を経験するみなさんへのメッセージ

難しいんじゃないか…準備が大変なんじゃないか…と不安な気持ちもありましたが、実際は特別な準備は必要なく、専門用語なども噛み砕いて説明していただけるので、安心してください！

裁判員をするにあたって気を付けていたことは、①健康、②時間、③ルール(ルールは選ばれてから教わる)。恐れなくていい、完璧じゃなくていい、日常の延長にあると思って気軽に参加していい、ということを伝えたいです。

裁判官からこれから裁判員を経験するみなさんへのメッセージ

評議では、裁判員・補充裁判員の方からの鋭い視点や意見にハッと気付かされるものがたくさんあります。お互いの意見に耳を傾けみんなで悩みながら議論を尽くし、チームとしての結論を導き出しています。安心して参加してください。

裁判員経験者の声をもっとお知りになりたい方はこちら！

裁判所では、様々な場面で裁判員経験者の方々のご意見やご感想を伺っており、これまで裁判所にお寄せいただいた様々な声を紹介しているコンテンツをまとめています。

経験者の声ページ

・裁判員経験者の意見交換会
・裁判員経験者に対するアンケート調査
・裁判員経験者の座談会 など

裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさんに参加していただくことに意義のある制度です。みなさんの積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方はこちら！

裁判所ウェブサイト
<https://www.courts.go.jp/soibonin/index.html>

インフォグラフィックス動画

人生での「裁判」
良い経験
って？

◎高齢者叙勲

別紙「高齢者叙勲」のとおり

◎叙位・叙勲(4月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲(令和8年4月、死亡者のみ)」のとおり

◎人事異動

定年退官

大阪簡易裁判所判事

田中俊次
(6月9日)

大阪簡易裁判所判事

尼崎簡易裁判所判事

植屋伸一

尼崎簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所判事

伊葉匡功
(以上6月10日)

最 高 裁 判 所 規 則

《民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について》

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則が、令和八年六月十日に公布されました。

この規則は、最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げを目的としたものです。
この規則は、本年七月一日から施行されます。

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

(令和八年六月一〇日公布 最高裁判所規則第一〇号)

(規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。)

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添1のとおり

法 律 等

《刑事訴訟法の一部を改正する法律案について》

標記の法律案が、令和八年五月十五日、第二百二十一回国会に提出されました。

この法律案は、近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審理を要するとされたものについての審判手続その他の再審手続等に関する規定の整備を行うものです。

◎刑事訴訟法の一部を改正する法律案

法律案Ⅱ別添2のとおり

(別紙)

高 齢 者 叙 勲

職 名	氏 名	発令日	勲 等
元東京地方裁判所八王子支部判事	関 野 杜滋子	6.1	瑞 中

(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和8年4月、死亡者のみ)

職 名	氏 名	発令日	位 階 勲 等
元最高裁判所判事	亀 山 継 夫	4. 6	正三位
広島地方裁判所判事	大 瀨 寿 美	4. 11	正四位 瑞小
元日本弁護士連合会常務理事	江 橋 湖三郎	4. 24	従五位
元日本弁護士連合会常務理事	大 崎 康 博	4. 27	従五位
元日本弁護士連合会理事	相 馬 弘 昭	4. 30	従五位 旭小

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)

新	旧
(証人等の日当の額) 第七条 法第二十二條第二項の最高裁判所が定める額は、証人、民事訴訟法第八十七條第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千七百五十円、鑑	(証人等の日当の額) 第七条 法第二十二條第二項の最高裁判所が定める額は、証人、民事訴訟法第八十七條第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千四百五十円、鑑

- 1 -

第二条関係―刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第八号)

新	旧
(証人等の日当の額) 第三条 法第四條第二項の最高裁判所が定める額は、証人については一日当たり八千七百五十円、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり八千三百五十円とする。	(証人等の日当の額) 第三条 法第四條第二項の最高裁判所が定める額は、証人については一日当たり八千四百五十円、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり八千五十円とする。

- 3 -

定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八條第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二條の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり八千三百五十円とする。

定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八條第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二條の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり八千五十円とする。

- 2 -

新	旧
第三条 (略) 2 日当の額は、一日当たり八千三百五十円以内において、裁判所書記官が定める。	第三条 (略) 2 日当の額は、一日当たり八千五十円以内において、裁判所書記官が定める。

- 4 -

第四条関係―司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）

新	第七條（略） 2 日当の額は、一日当たり一万二千二百円以内において、裁判所書記官が定める。
旧	第七條（略） 2 日当の額は、一日当たり一万八百円以内において、裁判所書記官が定める。

- 5 -

第五条関係―参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）

新	第六條（略） 2 日当の額は、一日当たり一万二千二百円以内において、裁判所書記官が定める。
旧	第六條（略） 2 日当の額は、一日当たり一万八百円以内において、裁判所書記官が定める。

- 6 -

第六条関係―鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）

新	（日当の支給基準及び額） 第七條（略） 2 日当の額は、一日当たり六千五百四十円以内において、裁判所書記官が定める。
旧	（日当の支給基準及び額） 第七條（略） 2 日当の額は、一日当たり六千三百四十円以内において、裁判所書記官が定める。

- 7 -

第七条関係―執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新	（立会人の日当等） 第三十八條 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千八百二十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。 2 （略） （評価人の日当等） 第四十條 前条第一号の日当は、八千三百五十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。
旧	（立会人の日当等） 第三十八條 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千六百二十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。 2 （略） （評価人の日当等） 第四十條 前条第一号の日当は、八千五十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

- 8 -

第八条関係―裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新	旧
（裁判員等の日当・法第十一条等） 第七条（略） 2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり「<u>一万九百円</u>」以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり「<u>八千七百五十円</u>」以内において、それぞれ裁判所が定める。	（裁判員等の日当・法第十一条等） 第七条（略） 2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり「<u>一万五百円</u>」以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり「<u>八千四百五十円</u>」以内において、それぞれ裁判所が定める。

刑事訴訟法の一部を改正する法律

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「書類」の下に「（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第一項に規定する訴訟の記録（訴訟終結後のものに限る。）を含む。第四十七条を除き、以下同じ。）」を加える。

第四百四十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「請求についての裁判がある」を「判決が確定する」に改め、同条に次の一項を加える。

管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、前項ただし書の規定により死刑の執行を停止したときは、刑法第十一条第二項の規定による拘留を停止することができる。

第四百四十八条に次の一項を加える。

前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘留を停止することができる。

第四百五十条中、「第四百四十八条第一項」を削り、「前条第一項の下に「規定による」を加え、

同条の次に次の二条を加える。

第四百五十条の二 第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合限り、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告（第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。）に係属する抗告裁判所の第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合限り、これを行うことができる。

政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 第四百四十八条第一項の規定による決定（最高裁判所がしたものを除く。）があつたとき その旨並びに検察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二 第一項の即時抗告を棄却する決定があつたとき その旨並びに検察官が当該決定に対する第四百三

十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該抗告をした場合におけるその理由

第四百五十条の三 第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告の提起期間は、第四百二十二条の規定にかかわらず、十四日とする。

前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、同条第二項の規定にかかわらず、十四日とする。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第八十八条の二第二項中「者」の下に「又は開始決定再審請求者」を、「自白」の下に「若しくは供述」を、「より、」の下に「被告人であつた者が」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に定めるもののほか、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者（検察官を除く。以下この章において「開始決定再審請求者」という。）に対し、その再審の請求の手續に要した費用の補償をする。ただし、開始決定再審請求者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第八十八条の三第一項中「前条第一項の」を「次の各号に掲げる」に、「被告人であつた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項の補償 被告人であつた者

二 前条第二項の補償 開始決定再審請求者

第八十八条の三第二項中「六箇月」を「六月」に改める。

第八十八条の六第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる費用の範囲は、当該各号に定めるものに限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の規定中、被告人若しくは被告人であつた者又は開始決定再審請求者については証人、弁護士であつた者については弁護士に関する規定を準用する。

一 第八十八条の二第二項又は第八十八条の四の規定により補償される費用 被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護士であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護士であつた者に対する報酬

二 第八十八条の二第二項の規定により補償される費用 開始決定再審請求者又はその弁護士であつ

た者が同項の再審の請求に係る審判の手續に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

第百八十八条の六第二項中「又は公判期日」を「若しくは公判期日又は前項第二号の審判の手續」に、「前項」を「同項各号」に改める。

第百八十八条の七中「被告人又は」を「被告人若しくは」に、「者」を「若しくは開始決定再審請求者」に改める。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 裁判官は、再審の請求があつた事件について、原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判に関与したときは、職務の執行から除斥される。

一 第三百三十三條、第三百三十四條又は第三百三十六條の規定による判決

二 前号に掲げる判決に係る第三百九十六條の規定による判決

三 略式命令

裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求について

の次に掲げる決定に関与したときも、前項と同様とする。

一 第四百四十四條の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七條第一項若しくは第四百四十八條第一項の規定による決定

二 前号に掲げる決定に対する即時抗告又は第四百二十八條第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手續がその規定に違反したことを理由とするものを除く。）

第四百四十一條の次に次の一条を加える。

第四百四十一條の二 再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならない。

前項の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この項において同じ。）を添えなければならない。ただし、第二百七十一條の二第一項若しくは第三百十二條の二第一項（第四百四十四條において準用する場合を含む。）の規定による求めがあつた場合又は第二百九十九

条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項若しくは第二百九十九條の五第三項（これらの規定を第四百四十四條（第四百四十四條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合であつて、原判決の裁判書の謄本を添えることができないときは、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の抄本（裁判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつて、これらの求めに係る個人特定事項又はこれらの措置に係る氏名若しくは住居の記載又は記録がないものを添えれば足りる。

第四百四十四條の次に次の一条を加える。

第四百四十四條の二 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない。

前項の裁判所は、同項の規定による調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 一次に掲げる場合 再審の請求を棄却する決定

イ 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。

ロ 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。

ハ 第四百四十一條の二第一項の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五條各号

又は第四百三十六條第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるとき。

ニ 再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合 再審開始の決定

三 前二号に掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定（以下「審判開始の決定」という。）

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百四十五條中「再審の請求を受けた」を「審判開始の決定をした」に、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができ

ない。

第四百四十五条に次の一項を加える。

再審の請求をした者（検察官を除く。以下「再審請求者」という。）、弁護士又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

第四百四十五条の次に次の九条を加える。

第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。

裁判所は、前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の三 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

前三項の規定は、前条第三項の即時抗告が保属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四 弁護士は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官

から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

第四百四十五条の五 再審請求者、弁護士又は弁護士であつた者は、前条に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一 当該再審の請求に係る事件についての再審の請求の手続

二 前号に掲げる手続において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する第二百八十一条の四第一項第二号に掲げる手続（同号ホに掲げるものを除く。）

前項の規定に違反した場合の措置については、再審請求者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉又はその私生活若しくは業務の平穩が害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第四百四十五条の六 再審請求者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護士又は弁護士であつた者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第四百四十五条の七 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者（再審請求者が第四百三十九条第一項第三号に掲げる者である場合にあつては、再審請求者及び有罪の言渡しを受けた者）、弁護士及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日（以下この条において「審理終結日」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、審理の終結について、再審請求者又は弁護士及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、再審請求者、弁護士若しくは検察官の請求により、又は職権で、審

理終結日を変更することができる。

審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審請求者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

審理終結日は、再審請求者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。

第四百四十五条の八 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下この条において「決定日」という。）を定めなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、決定日を変更することができる。

前条第五項の規定は、決定日について準用する。

第四百四十五条の九 審判開始の決定をした裁判所は、適当と認めるときは、再審請求者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができる。

第四百四十五条の十 審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が死亡したときは、再審の請求の手續は、中断する。この場合において、第四百三十九条第一項第二号から第四号までに掲げる者は、その手續を受け継ぐことができる。

前項後段の規定による受継の申立ては、再審請求者の死亡の日から一月以内にしなければならない。

第一項の規定による中断があつたときは、即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、進行を停止する。この場合においては、第一項後段の規定による受継があつた時から、新たに全期間の進行を始める。

第二項の期間内に同項の申立てがないときは、審判開始の決定をした裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百四十六条中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「ある」を「あることが判明した」に改める。

第四百四十七条第一項中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「決定」を「規定による決定」に改める。

第四百四十八条第一項中「再審の」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「再審開始の」を「前項の規定による」に改める。

第四百五十条中「第四百四十六条」を「第四百四十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）」、第四百四十六条」に改める。

第四百五十条の二第二項中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。第三項第一号において同じ。）又は第四百四十八条第一項」に改め、同条第二項中「抗告裁判所の」の下に「第四百五十条の五第一項において準用する」を加え、同条第三項第一号中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項又は第四百四十八条第一項（第四百五十条の五第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百五十条の四 第四百四十四条の二第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所は、当該即時抗告について調査しなければならない。

前項の抗告裁判所は、第四十三条第三項の規定にかかわらず、事実の取調べをすることができない。第一項の即時抗告が理由のあるときは、第四百二十六条第二項の規定にかかわらず、決定で、原決定を取り消して、事件を再審の請求を受けた裁判所に差し戻さなければならない。

前三項の規定は、第一項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十条の五 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二、第四百四十五条の三、第四百四十五条の七（第一項を除く。）から第四百四十五条の九まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二第一項及び第二項、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十一条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「見込」を「見込み」に改め、同項

第二号中「言渡」を「言渡し」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「再審の請求をした者」を「再審請求者」に、「附しなければ」を「付さなければ」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条中刑事訴訟法第八十八条の二、第八十八条の三、第八十八条の六及び第八十八条の七の改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(再審の請求の迅速化等)

第三条 再審の請求の手続については、近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、裁判の迅速化に関する法律（平成十五年法律第七号）第二条第一項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならない。

2 再審の請求をした者（検察官を除く。）、弁護士及び検察官は、再審の請求の手続が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならない。

(証拠の提出命令による証拠の提出の在り方)

第四条 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。附則第六条第一項において同じ。）による改正後の刑事訴訟法（以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると

認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない。

(再審開始の決定に対する不服申立て等に係る審理期間)

第五条 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであつて附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第二号施行日」という。）以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであつて第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない。

(再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する経過措置)

第六条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項及び附則第十二条において「第一条改正後刑事訴訟法」という。）第四百五十条の三第一項の規定は、第二条の規定による改正前の刑事訴訟法（以下この条及び附則第十二条において「第二条改正前刑事訴訟法」という。）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。次項及び附則第八条において「第二条改正前決定」という。）であつて第二号施行日以後にさ

れたもの及び第二条改正後刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（次項において「第二条改正後決定」という。）に対する即時抗告（刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを含む。以下この条において同じ。）について適用し、第二号施行日前にされた第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告については、適用しない。

2 第一条改正後刑事訴訟法第四百五十条の三第二項の規定は、第二条改正前決定又は第二条改正後決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日以後にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告について適用し、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日前にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告については、適用しない。

(再審請求手続に関する費用補償に関する経過措置)

第七条 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の刑事訴訟法第八十八条の二第二項及び第三項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について同号に掲げる規定の施行の

日以後に無罪の判決が確定した場合における当該再審開始の決定に係る再審の請求の手續に要した費用であつて同日前に生じたものについても適用する。

（再審公判における裁判官の除斥に関する経過措置）

第八条 第二条改正後刑事訴訟法第四百三十八条の二第二項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与した裁判官にも適用する。

一 第二条改正前決定

二 第二条改正前決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手續がその規定に違反したことを理由とするものを除く。）

（再審の請求に関する調査手續及び審判手續に関する経過措置）

第九条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十四條の二から第四百四十五條の三まで、第四百四十五條の七から第四百四十五條の九まで、第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十八條第一項及び第二項、第四百五十條、第四百五十條の二、第四百五十條の四並びに第四百五十條の五の規定は、この法律の施行の日

（以下「施行日」という。）以後に再審の請求があつた事件について適用し、施行日前に再審の請求があつた事件（次条及び附則第十一条において「施行前請求事件」という。）については、なお従前の例による。

（再審請求手續において謄写された証拠の複製等の適正管理等に関する経過措置）

第十条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五條の四及び第四百四十五條の五の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手續において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等（刑事訴訟法第二百八十一條の三に規定する複製等という。次項において同じ。）についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五條の四中「審判開始の決定をした後に検察官」とあるのは、「検察官」とする。

2 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五條の六の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手續において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が施行日以後に謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等についても適用する。

（再審請求手續の受継に関する経過措置）

21

第十一条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五條の十の規定は、施行前請求事件に係る再審の請求をした者（検察官を除く。）が施行日以後に死亡した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が」とあるのは「再審の請求をした者（検察官を除く。）が刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日以後に」と、同条第四項中「審判開始の決定をした」とあるのは「再審の請求を受けた」とする。

（死刑確定者の拘置の停止に関する経過措置）

第十二条 施行日以後における第一条改正後刑事訴訟法第四百四十八條第三項の規定の適用については、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十八條第二項の規定による死刑の執行停止（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）は、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十八條第二項の規定による死刑の執行停止とみなす。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十三条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十一 再審開始の決定が確定した事件について、次に掲げる裁判に関与した者

イ 原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判

(1) 刑事訴訟法第三百三十三條、第三百三十四條又は第三百三十六條の規定による判決

(2) (1)に掲げる判決に係る刑事訴訟法第三百九十六條の規定による判決

(3) 略式命令

ロ 当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定

(1) 刑事訴訟法第四百四十四條の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七條第一項若しくは第四百四十八條第一項の規定による決定

(2) (1)に掲げる決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八條第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手續がその規定に違反したことを理由とするものを除く。）

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

22

24

23

第十四条 前条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十七条（第十一号ロに係る部分に限る。）の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての附則第八条各号に掲げる決定に関与した者にも適用する。

（情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち刑事訴訟法第四十条第一項の改正規定中「及び証拠物」を「書類」の下に」に、「及び証拠物（」を「」を、「及び証拠物」の下に「（」に、「に改め」を「を加え」に改める。

（政令への委任）

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。